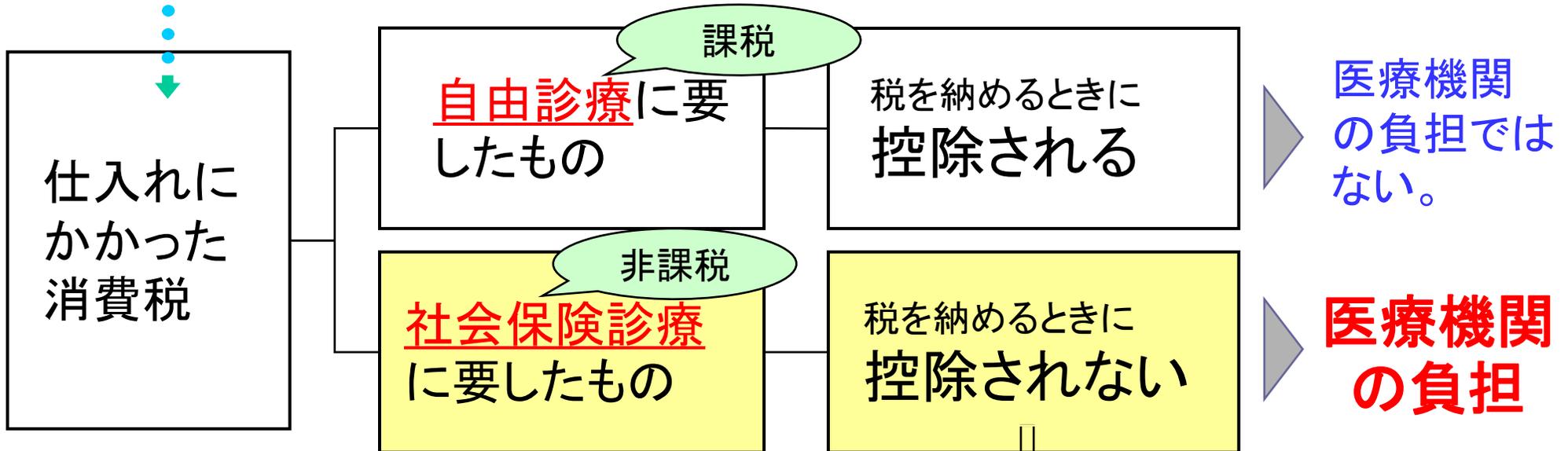


医療をめぐる 控除対象外消費税問題

平成21年12月3日
社団法人日本医師会
竹嶋 康弘

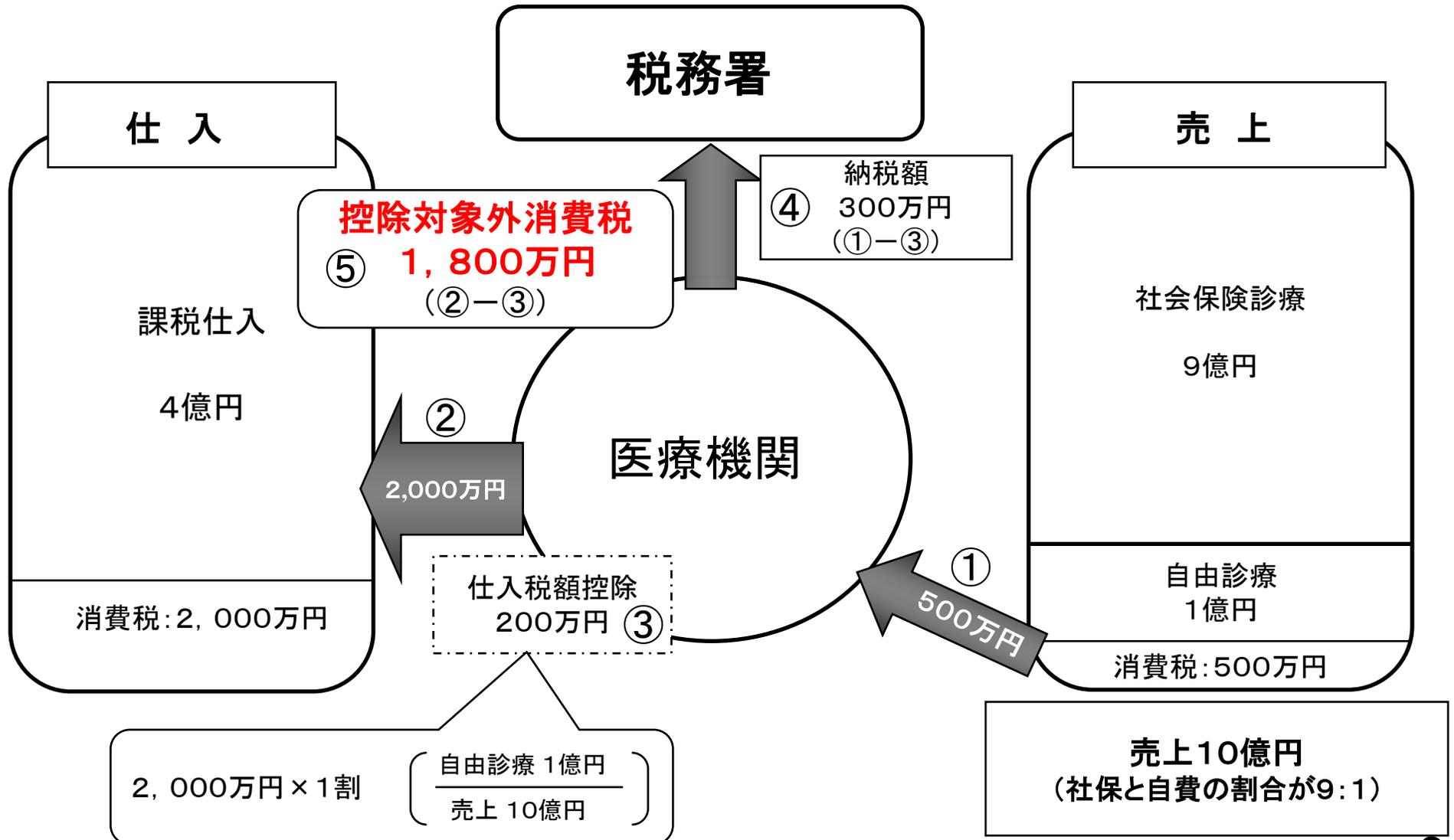
控除対象外消費税とは

社会保険診療は非課税なので、患者から消費税をいただかない。しかし、**社会保険診療を行なうための設備や医薬品などの仕入れには、消費税がかかる。**



控除対象外消費税

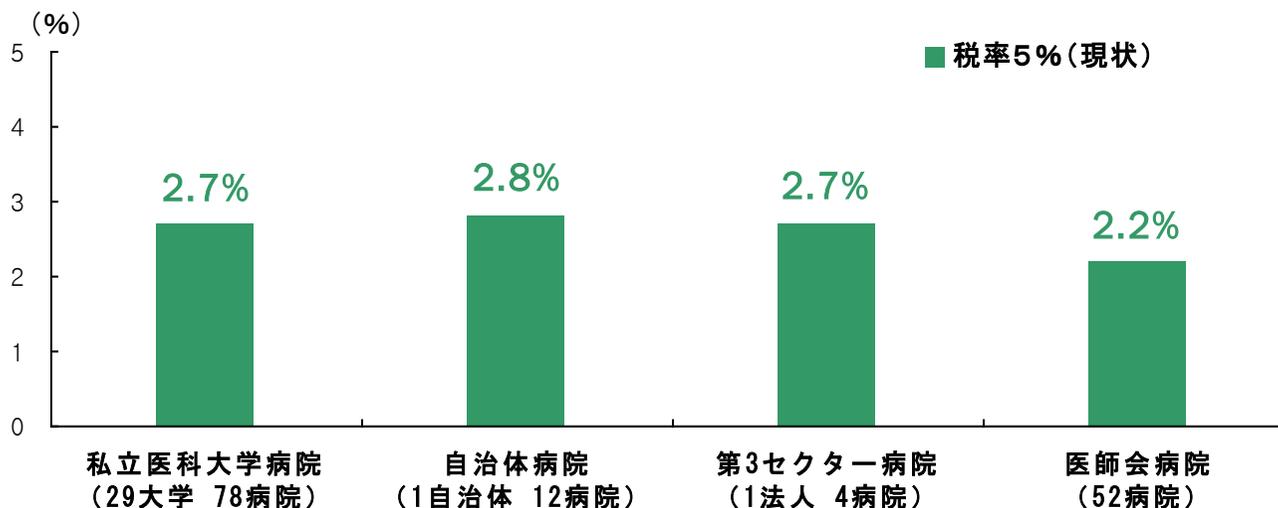
医療機関の控除対象外消費税



控除対象外消費税・・負担の現状

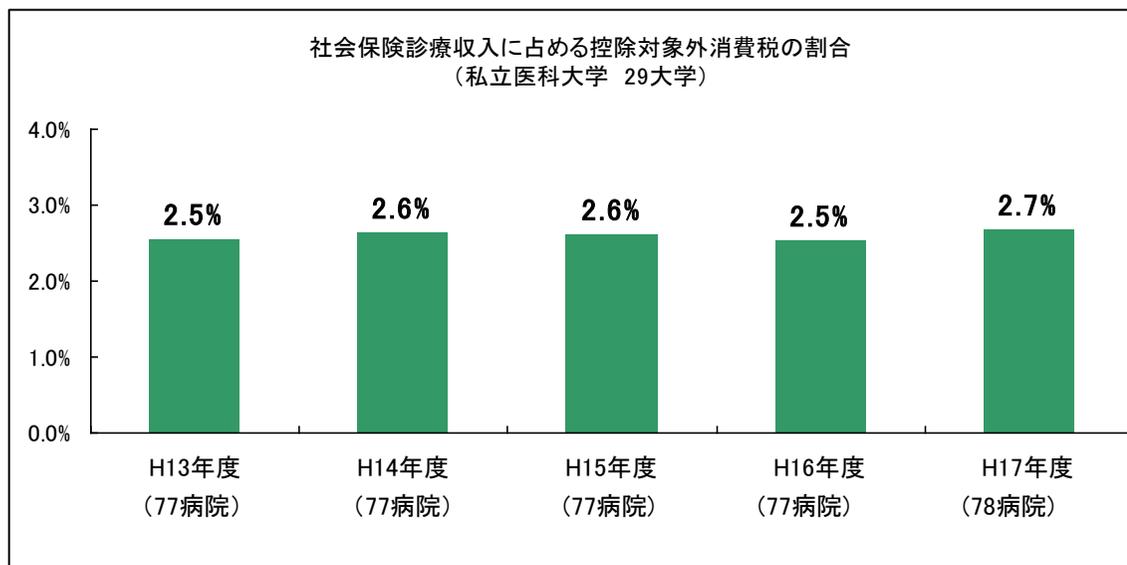
控除対象外消費税の負担は、社会保険診療報酬の2%を上回っている(病院)。

社会保険診療収入に占める控除対象外消費税の割合(平成17年度)



	私立医科大学病院	自治体病院	第3セクター病院	医師会病院
1病院当り 控除対象外消費税 (百万円)	366.6	223.5	128.9	51.1

経年推移をみても社会保険診療収入の2.5%～2.7%の割合で控除対象外消費税が発生している(私立医科大学病院)。決して臨時的な大規模投資による負担ではない。



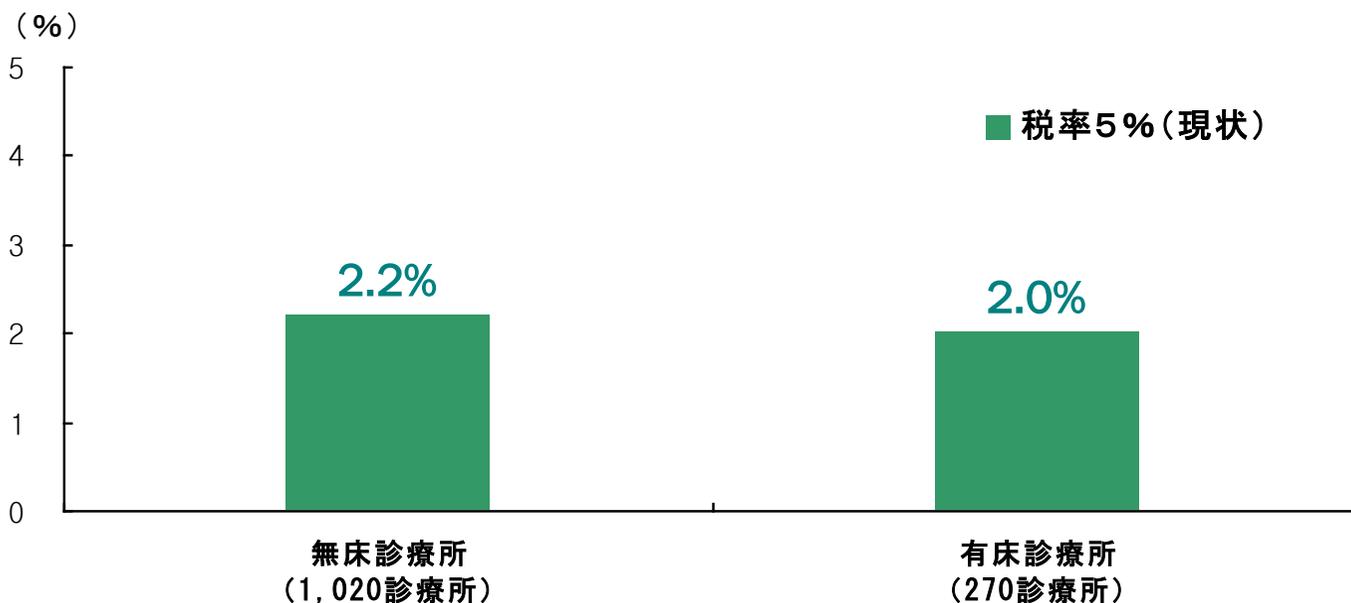
(金額単位:百万円)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
大学数	29	29	29	29	29
病院数	77	77	77	77	78
社会保険診療収入(総額)	997,293	994,214	1,026,837	1,045,291	1,076,539
控除対象外消費税額(総額)	25,332	26,073	26,713	26,371	28,597
1大学当り控除対象外消費税額	874	899	921	909	986
1病院当り控除対象外消費税額	329	339	347	342	367
社会保険診療報酬に占める控除対象外消費税額の割合	2.5%	2.6%	2.6%	2.5%	2.7%

控除対象外消費税・負担の現状

診療所でも、控除対象外消費税は社会保険診療報酬の2%以上。

社会保険診療収入に占める控除対象外消費税の割合(平成16年度)



	無床診療所	有床診療所
1診療所当り 控除対象外消費税 (百万円)	2.0	4.3

※日本医師会調べ

診療報酬における補填？

控除対象外消費税の問題に対して、過去において、診療報酬に1.53%が上乘せされ、解決済みとされてきた。・・・？

平成元年 診療報酬改定

改定率(全体): 0.76%

診療報酬(本体) : 0.11%

薬価 : 0.65%

平成9年 診療報酬改定

改定率(全体): 0.77%

診療報酬(本体) : 0.32%

薬価 : 0.40%

特定保険医療材料 : 0.05%

合計 **1.53% 上乘せ**

☞ 前述のデータから分かるように、
1.53%の補填では、不十分だったことは明らか。

診療報酬における補填？

診療報酬(本体)に上乘せされた0.43%(H元年0.11%、H9年0.32%)は、その後の改定でなくなってしまった可能性が大きい。
また、そもそも上乘せされた項目は、合計36項目に過ぎない。

平成元年及び平成9年に改定された代表的な診療報酬点数項目

1. **その後、改定で包括されてしまった点数項目：**
入院時基本診療料 基準寝具加算【平成元年対応：+1点】
2. **その後、改定で下げられてしまった点数項目：**
血漿蛋白免疫学的検査 C反応性蛋白(定量)【平成元年対応：+5点】
3. **その後、改定で無くなってしまった点数項目：**
注射料 点滴回路加算【平成元年対応：+1点】
4. **もともと消費税と全く関係のない点数項目：**
マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔【平成9年対応：+300点】

仮に、2.20%(3頁参照)の控除対象外消費税が医療機関に生じているとすると、1.53%の上乗せが補填されているとしても、0.67%の負担が、医療機関に生じていることになる。
すなわち、医療機関全体の負担額は、約2,200億円(平成20年度国民医療費の動向より試算)にもなる。

- 医療機関は長年に亘り多額の控除対象外消費税を負担
- 控除対象外消費税は医療機関の経営を圧迫する大きな原因

控除対象外消費税は医療提供体制確保のために検証すべき問題